

奈良市とならファミリーとの包括連携に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）とならファミリーの信託受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「乙」という。）及び信託受益者の日本都市ファンド投資法人（以下「丙」といい、乙と総称して「乙ら」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙らが相互の緊密な連携と協力により、市民サービスの更なる向上及び地域の一層の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙らは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- （1） 市政の PR に関すること。
- （2） 健康、福祉、子育てに関すること。
- （3） 教育、文化の振興に関すること。
- （4） 環境に関すること。
- （5） 地域経済の振興に関すること。
- （6） その他市民サービスの向上及び地域活性化に関すること。

2 甲及び乙らは、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他条件については別途取り決めるものとする。

（個別協定等）

第3条 甲及び乙らは、前条第1項に掲げる連携事項を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙らは、本協定に基づく連携により相手から知り得た情報を第1条に定める目的の範囲内で使用するものとし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、ならファミリーの運営に係る丙の資産運用会社及び関連会社に必要な限度で開示する場合並びに事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙らは、本協定が効力を失った後も、前項に定める守秘義務を負うも

のとする。

(有効期間および解約)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙らのいずれからも書面による解約の意思表示がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙らのいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議の上、変更を行うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年4月11日

甲 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 不動産管理部長

丙 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
日本都市ファンド投資法人
執行役員